

① 電子証明書

(1) インターネット出願ソフト

パソコンから特許庁へオンライン手続をする場合、インターネット出願ソフト(電子出願ソフト)を使用しますが、申請人利用登録する際に、識別番号に電子証明書を紐づけます。識別番号でログインする際や、特許庁に接続する際に、電子証明書の確認があります。ダウンロードした書類を見るだけならゲストで大丈夫です。

	電子証明書の例	使用ソフト
個人の場合	マイナンバーカード(ICカード形式)	公的個人認証サービス利用者クライアントソフト
法人の場合	法務省(ファイル形式)	商業登記電子認証ソフト

(2) 法務省の商業登記電子認証ソフト

法人にはマイナンバーカードの電子証明書は無いので、法務局の法人登記に基づく電子証明書などを利用します(逆に個人は登記が無いので利用できません)。

3ヶ月から27ヶ月までの証明期間を指定できますが、更新とかは無いので、終了時期が来たらまた新規で申し込みとなります。おそらく、切れる前に申し込むことになるので、だいたい開始日が少しずつ前になっていきます。

事前にパソコンでデータを作成し、それをUSBメモリ等に入れて、申請書と共に法務局に提出します(期間に応じた手数料も収入印紙を貼って納付)。従業員等に行ってもらえる場合は、委任状が必要となります。その場で電子証明書発行確認票を受け取り、後でパソコンに電子証明書をダウンロードして、インターネット出願ソフトに登録することになります。



(3) 弊所での事例

令和4(2022)年4月1日施行の弁理士法改正により、「特許業務法人」から「弁理士法人」へ名称変更されましたが、同時に一人法人制度も導入されました。それまでは、弁理士の社員が2人以上必要でしたが、現在は1人でもOKです。社員はそれぞれ法人を代表しますが、代表社員を定めることもできます。

弊所も当初は代表社員1人と社員1人の2人でしたが、法改正後に代表社員1人だけとなりました。3月に電子証明書を1年で発行してもらっていて、4月になってから法人の変更登記をしました。

すると、法務局から指摘があり、社員が1人の場合は代表社員を定めてはいけならしく、代表者の資格を代表社員から社員に変更しなければならないとのことでした(弁理士法にはそう書いてないと思う)。

それに伴い、資格が代表社員になっていた電子証明書は失効するとのことでした(ほんの数日で)、ただ、再発行の申請をすることにより手数料なしで継続できるとのことでした。



こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp